



当たりましては、税源移譲に伴い個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮することを基本的な方針としてまいりたいと考えております。

この方針に沿いまして、御指摘がございました、個人住民税の五％の方がフラット化をいたしました。一〇％になりますと、税額が倍になるではないか、増税になるではないか。確かに、住民税の世界では増税ということになります。その分は個人所得税の方からその相当額が減税になるように、そういう制度設計をこれからやっていくというところでございます。

同じように、住民税の一三％のブラケットの適用のある方につきましては、これは一〇％になれば、住民税だけを見ますと減税ということになります。そこは所得税の方におきまして適切な負担増を図るというように進めていきたいというふうに考えております。

○谷委員 そういうことで、いろいろ課題というのか詰める必要はないこともあるわけですが、ありますが、では、そうした中で、あるべき税制というのを大臣の方にお尋ねしたいわけですが、どういふような個人所得課税といえますか。地方税というのか、それを大臣の方は方向性として目指しておられるのかということについてお尋ねしたいと思っております。

○麻生国務大臣 基本的に、今三位一体にいたしましたも、地方団体、いわゆる地方自治体というものが力をつける、自立できるようにさせるというのが本来の目的であって、あとはそのための手段ということになると思います。

平成五年この方、日本という国は明らかに地域主権の方にハンドルを切って、以来、閣議決定が十年、そして平成十二年度の地方分権一括法というところでその流れは確実だったと思います。肝心の、地方が独立していく、自立していくというために必要な財源の保障がなかったというところが、なかなか事が進まなかった大きな理由の一つだったと理解をしております。

ということが行われておりますけれども、十八年度まではこの方向で約束しており補助金を削減し、その分を地域で自由に使える裁量権のふえるであろう税の方に切りかえていくということで、一応十八年度まで、仮にも三兆円の税源移譲というものを一挙にやった例は過去にないので、それなりの大きな決断だったとは思いますが、さらには進めていくという意味において、私どもとしては、やはり、地方税と国税の比率が今、五八対四二ぐらいになっておると思いますが、これをせめて五対五、簡単に言えば一対一ぐらいにしたい、これが一つであります。

それから、地方税に、国税から切りかえていくときに、いわゆる法人税というもので仮に地方税に振りかえられても、いわゆる法人の多い東京と法人の少ない沖縄とかいうのを例に引きますと、比率が一対六ぐらい違うと思いますけれども、その比率の少ないのはいきますと、やはり消費税が一番偏在が少なくというように思いますので、ぜひともそういう意味では、消費税でいきますと一対一・八ぐらいのところになるかと思っております。私どもとしてはそういう形での偏在性の少ないものでやりたい。

そして、私どもとしては、受益者負担とかいろいろな表現はあろうかと思いますが、なるべくこういったものはわかりやすいものにしていかねばならぬと思っておりますので、形としてはすっきりしたものにしていかねばならぬということも考えて、税源移譲の形としては基本的には偏在性の少ないもの、そして基本は、地方と国が一対一というのが形として十九年度以降目指していくべきものの内容であって、その手段としては、法定率等々の変更など、いろいろ手段はあろうかと思っております。

大きな流れとしては、地域がより自主性を増していくための手段としての税のあり方につきましても、考え方は、以上申し上げたようなところが基本だと存じます。

○谷委員 ぜひとも大臣に、今後とも引き続き三位一体改革のさらなる前進に向けて頑張っていたきたいというふうに思います。

徴税コストについてお尋ねしたかったんですが、時間が参りましたので、要望だけにとどめておきます。

要は、私の問題意識は、地方がこれだけ税源移譲でふえるということになれば、ややもすれば徴税コストについて余り関心が払われなかったというところで、現在、決算を見ても、徴税のために地方団体全体で八千三百億も使っている、そして徴税の職員数が八万人だ、こういうことをもって合理的に、そして、場合によっては、都道府県と市町村の、例えば固定資産税は市町村がかけているわけですが、取得税は都道府県だ、こういうあたり方も見直すというふうなことも今後検討していただければというふうに思います。

○実川委員長 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。委員の皆さん、大変に御苦労さまでございます。しっかり議論をしたいと思っておりますが、できるだけ簡潔に議論をしたいと思っております。大臣もお疲れでございます。

私は、二点に絞って議論をしたいと思っております。一点は、今も話が出ておりましたが、地方税収の偏在の問題であります。今回地方税の改正の中で、フラット化はこれから本格的に今年度の税制改正で議論するわけですが、暫定的な措置がことし行われているわけでありまして、その中で、それとは別に、法人事業税の分割基準の見直しが行われるというところで、私は、抜本的な改革の前にどうしてもやっていただいた方がいいというふうに思っております。そこは一定の評価をしているわけでありまして。

先般、この委員会でも、今回の分割基準の見直しに係る影響について、各都道府県、調査をしたというお話がありました。大変気になるところでありまして、私は中国五県で選出をされておりました、中国五県の、今回の、都市部から地方に偏在

をなくすということでありまして、結果的に地方がこの分割基準の見直しによって増収になるということだろうと思っておりますが、どの程度改善されるのか、また増収となる地方の中で特に法人事業税の増収率が高いのはどういう団体なのか、今回の調査の結果をお示しいただいて、改善の状況を御報告いただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 御地元のところが一番気になられるところだと、これは議員皆同じだと存じます。岡山、広島、先生は山口だと思いますが、山口県につきましても、法人事業税の分割基準の見直しによるいわゆる増収分は約十から十五億と思われまます。鳥取、島根につきましても、これは五から十ぐらいというのが、全体、今、私ども、四十七都道府県別に申し上げるとそういうところでありまます。大別的に見ると、稲見さんのところの大阪あたりは減る方、東京はさらに大きく減って、あちらからこちらに来るということになるんだと思っておりますけれども、東京と大阪以外はいずれも増収、その額の差はございますけれども。

どかが一番大きくふえるかと言われる御質問ですが、この点にしましては、一番ふえるのが多分北海道ということになるかと思っております。これが八十から九十ぐらいふえると思っております。次が沖縄で、三十から四十ぐらいというところ、私どもの調査ではさようなことになっております。

○榊屋委員 ありがとうございます。

私、山口県であります。山口県の財政課と議論しております。今回の改革で、私の試算ですが、二十億ぐらいふえれば何とかとんとんでいくな、こう思っております。恐らく地方から上がってくるのは過少報告があるんじゃないかと思っております。私、私、一定の改善がなされているな、こう理解をしております。そんなこともあって、地方から、今回の改革については、改正については一定の評価があるんじゃないか、こう思っております。

それから、もう一点ですが、個人住民税の非課税限度額が段階的に廃止される、こういうことで

あります。非課税限度額制度がなくなるということは、逆に言うと、とりわけ六十五歳以上の方々にについては増税になる方があり得るわけでありまして、国民に広く、なぜ改革が必要であったのかということは十分説明をし、理解を得ながら進めなきゃならぬ、こう思っているわけであります。

これは自治税務局長に伺いたいと思うんですが、今回の六十五歳以上の非課税限度額が廃止された理由といたしまして、ぜひここでわかりやすく、時間もありませんから、端的に御説明をいただきたいと思っております。国民の皆さんにぜひ理解をいただきたい、こう思っている次第であります。

○板倉政府参考人 端的にとおっしゃいましたけれども、できるだけ簡単に答弁します。

この非課税制度は、実は終戦後間もない昭和二十六年度に設けられたものでございまして、肉体的な社会的にも一般の人々に比べて不利な立場にあるということで、所得稼働能力とか担税力が乏しいというようなことで、六十五歳以上の方についてはこういう特例が設けられたところでございます。

しかしながら、その後、国民皆年金制度が確立したとか、高齢者を支える社会保障制度が充実してきたといういろいろな事情がございまして、創設当時と比べますと大きく変わってきているんじゃないかという認識がまずございまして、また、最近の高齢者は、制度創設時に比べまして、平均寿命が大幅に延びました。健康状況もよくなったと思われまます。経済的にも豊かになったと言われているところでございまして、こういうことを受けまして、政府税調答申におきましては、年齢だけを理由に高齢者を優遇するような制度といたっては見直すべきであるというふうに指摘をされたところでございます。

今回の改正は、高齢者を不利に扱うというものではございませんで、高齢者を現役の世代の、六十五歳になつておられない方と税制上同じように扱うというものでございます。この改正に

よりまして確かに税負担はふえますけれども、できるだけ平たんになるようにということで、平成十八年度から三年間で段階的に廃止をするということにさせていただいたところでございます。よろしくお願ひします。

○榊屋委員 国税の方が既に制度が変わつていたということもありますし、必要な改革であつたと思ひますが、しかしやはり、市町村民税非課税という言葉がイコール各市町村の低所得者対策として、その対象として使われる言葉でありますので、もとより国保や介護保険にも影響を与え、ということでありまして、十分関係省庁間でよく連携をして、十分な対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○実川委員長 次に、安住淳君。

○安住委員 通告になつたんですが、板倉税務局長、今ちょっと気になる発言をしたので。

六十五歳以上も現役と同じようにみなすと。これは課税のときだけ同じようにみなして、そのほかは、雇用関係とかは六十五歳以上はもう全く厳しいんだから、そこで、非課税措置を廃止するのには六十五歳以上の方を同じように扱う旨の発言というのは、私はこの課税をするとき、ちよつと適切でないと思ふんですね。

大臣、ちよつと、今聞いていて気になります。

○麻生国務大臣 私のことから六十五になつたので、今の話が気になつたと言えはうそでしようけれども、ただ、自分を見て、そこそこ元気になっていますし、いろいろ、昔と違つて平均寿命も大幅に伸びて、六十五歳以上の方で要介護者というのは二十四百八十八万人のうち一三％しかいらつたらぬという実態を見ますときに、ある程度いろいろな方々に広く薄く負担を分かち合つていただくというお願ひをしなきゃいかぬことになりつづつあるのかなという感じがしております。

○安住委員 それでは、具体的に質疑を進めたい

と思ひますけれども、ちよつと冒頭、恐縮ですが、定率減税の話に進む前に一問だけ。

大臣、放送事業者のマスメディア集中排除原則の違反に対して警告を出したという話を先ほどちよつと新聞を見たし、きのうブリーフィングもいただきましたけれども、ちよつと一問だけ確認しますが、これは警告をしたわけですね。電波法七十六条に基づく行政処分もあり得る旨ということとは、悪質なものは、あえて名前を出しますけれども、東海テレビや鹿児島テレビですね。これは、もう一回同じことをやったら、要するに電波をとめるということも考えるということですか。いかがでございますか。

○麻生国務大臣 御指摘がありましたように、マスメディア集中排除原則等々に基づいて、過日、新聞に出ましたとおり、違反している新聞社、放送会社、かなりな数に上つておりましたので、私の方から、昨日、そのほかにも社団法人日本民間放送連盟及び社団法人日本新聞協会等々に対して、原則の遵守と周知徹底を図るよう要請しております。

その上で、今の七十六条の話が出ましたけれども、基本的に、本当にとめるのかということでしょうけれども、これは「その免許を取り消すことができる」と七十六条の二に書いてありますので、いわゆる違反した、途端にあしたから放送停止というわけではないということだと思ひますが、できることは確かです。その点は、悪質だった場合は当然のことだと思ひます。

○安住委員 やはりこの集中排除は、長年にわたつて悪質な事例もあるということをやつてきたわけですから、強い態度で臨む会社もあつていいというふうには私は思ひますので、再発の防止のために万全を尽くしていただきたいと思ひます。

それでは定率減税の話に入りますが、先ほどちよつと、私、六十五歳以上の方のことを少し触れましたけれども、順序立ててもう一回最初から話をしますと、私たちが言っているのは、十一年のときを振り返ると、小淵総理は条件つきでこの

減税をやつたわけですよ。つまり、この減税を廃止するに当たつては、景気回復と、そして所得税を含む抜本的な税の見直しだ。

きのう五十嵐委員が総理に聞いたときも、明確な答えがなかったのです。景気についてはあると思ひます。景気は、十七年の総務省の税収見込みを見ても、かなり法人事業税等は地方でも上がるような傾向があるということですから、そこは意見があるから、それに対してとやかく言ひません。見解の違いがあると思ひます。ただし、所得税を含めた税制の抜本的な見直しをやらないうちにこの縮減に入るといふのは、少しやはり、私たちが見れば、これは公約違反ではないかというふう

に思ふのですが、大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 公約違反かと言われると、いわゆる定率減税というものを導入いたしました平成十一年だったかな、あのときの状況に比べて、やはりかなり状況としては、今踊り場、竹中の表現をかりれば踊り場、随分長い踊り場のような気もしますが、踊り場という状況が三期続いているのだと思ひますが、背景は少なくとも、アメリカ等々、十一年のときに比べて、かなり状況は、あのときほど在庫がふえていない、アメリカ等の外国の景気が悪くない、いろいろな意味で変わつております。

所得税の方で言わせたいただければ、抜本的な見直しというのはやはり基本的には必要なのだと思つておりますけれども、今の状況で、基本的に税制改正を、やはり平成十八年度の税制改正というところまで多分やつていかなければいかぬところではないのでしようか。僕は何となくそんな感じがするのですけれども。

○安住委員 要するに、抜本改正をやらないうちにこの縮減に入るといふ話なのです。なぜ私、こういうことを言っているかという、やはり去年あたりから、財務省も政府も与党も、私から見ると、これはもう非常に本末転倒だというのは、年金財源の充実みたいなことを急に持つてきたでしょう。そのために財源がなくて、要するに定率

減税の縮減がそこに当てはまると。言ってみれば、全く最初の恒久化とは違う関数を出してきたというところに、まずやはり縮減ありきだったのではないかと、ふうに思わざるを得ないので、大臣。十八年から抜本改革、フラット化の話、さつき局長もなさっていたけれども、そんな中でこれをやるということはいいがなのですかということなのです、大臣。

○麻生国務大臣 いろいろ御意見のあるところなんだと思いますけれども、やはり年金の制度というのは、安住先生、ある程度、制度としては持続できるような形にせないかぬというのが、やはりしよっていかねばいかぬ大きな荷物として、これはだれが総理大臣にかろうとも、この制度をゼロから、御破算を願ひまして新しいものというのとはなかなかできないところ、やはり非常に大きな問題。傍ら、どんどん迫ってきているところ、今言われたように、ある程度の負担をお願いするということになつてきているのだと思つておられますけれども、何となく、すべてそつちについてしまつていて、いうことにとられかねぬような表現というのが財務省からあつたという感じがして、おられるのだと思います。

確かに表現は、あのころ、えらく年金が出てきたものですから、何となくそんな感じにとられるような、この種の表現の稚拙なところは最近、財務省には目立っていて、七・八兆円の話もふざけていましたけれども、こういった話はこのところは、敵失とは言わぬけれども、何となくちよつと配慮が少し欠けておるかなという感じがします。問題は税の基本的な話ですから、何となく年金だけと思われようない方は余り適切ではない、私もそう思います。

○安住委員 いやいや、だから十一年のときには年金の話は全くないのだから、まるでパッチワークをするようにくつつけていくというやり方で負担を強いるのは、フェアでないと言っているのですよ。

それと、あるべき税制のあり方を議論せずに、言ってみれば、縮減分が、後で言いますけれども、何兆円かの穴埋めができて、足りなくなつて、年金財源にちよつと充てるにはいい、年金と言へば国民は理解してくれるだろうと。まさに稚拙なんですよ。財務省の言っていることは安易なんですよ。全くそのとおりだと思ふんですね。しかし、それでもやるというんですから我々としては強く反対します。

ちよつと当時のことを振り返つてみたいと思ふんですね。私は、当時こつと思つたんですよ。相当な経済危機でした、大臣。通貨危機があつて、消費税を五%に上げて、それでたしか四兆円の特別減税をした。そのときは、お先真つ暗といひますか、そういう状況の中で、経済対策で打つ手なしという中で恒久減税化を盛り込んだ対策を立てた。私はいいことはあつたと思ふんですよ。何がいかという、これは、大臣も企業経営なさつておられるわけですから、大臣、日本の法人税は非常に当時、世界的に言つたらもう非常識なほど高かつたわけですよ、企業経営を圧迫するぐらゐに。法人税率の引き下げは大体三四から三〇になつたんですよ。それから所得税は五〇から三七。まあ住民税に関しては一五から一三だから、さほどだとは思ひませぬけれども。

しかし、ここで一つの考え方が私はあるんですよ。つまり、本来、直接税に非常に頼つて高い税率のものを下げて世界標準にしたというふうに考えれば、やはり私は恒久化だと思ふんですよ。違いますか。そういう考え方があつていいんじゃないですか。むしろその方が世界の常識だと私は思ふんですよ。それを、少し景気がよくなつて年金が苦しくなつたから、そこをまた引き上げてもとに戻すという議論は、私はおかしいと思ふんですよ、いかがですか。

○麻生国務大臣 この国は社会主義制度として最も成功した国として見習いたいと金正日が言つたそうだけれども、私どもから見ても、先進国の中で最も税率等々はかなり激しいものになつ

ていた。例えば相続税九五%とか、そういう時代がありましたから。それが、何となく、そういうものじゃなくなつてきつたところ。その流れの中に、今御指摘のあつた、法人税にしても何にしても自由主義諸国の先進国並みになつた。まだいろいろ、相続税等々問題のあるところははいっぱいありますけれども、そういったところを含めまして、今言われたような流れになつてきていることはもう間違ひない。

あの当時、やる気のある人たちが、金を稼げる能力のある人たちが大いにやろうという気にさせたのは、あの平成十一年に多くの企業の経営者や何やらをその気にさせた効果は物すごく大きかつた。私も、友人らの話を聞いて、本當にこうなるのかと何回も念を押されましたから、やはりそんなにさせるものなんだな、あのときは確かにそう思つたことも事実です。

だけれども、今言われましたように、最高税率の引き下げやら何やらは、いろいろあつたんだと思ひますけれども、今、私どもとして、いろいろな意味で、税のその種の話をやると、金持ち優遇じゃないとか、いろいろごんごん言われているのが長くなつていきましたから、何となく、もう一つやり切らなかつたところもあつたんだというのが一つ、これまでの話ですよ、最高税率を引き下げるまでの話。

ところが、今回の御指摘の点については、やはり、あの平成十一年度導入するときから、確かに、抜本改正というのとは別にして、定率減税の話だけでいけば、これをいつもとに戻すかは問題だなど、当時、宮澤大蔵大臣、小渕の間で結構何回も言われた話だつたんですが、今回まあ半分だけという形でさせていただいておられますけれども、その他の所得税の抜本改正等々は、基本的にはやはり見直さないかぬものだと思つております。

そのタイミングが違うのではないかと言われれば、それはごもつとも、その点は認めないかぬところでしょうね。

○安住委員 いや、だから、ごもつともだつたら定率減税の縮減をしなきゃいいんですよ。

私は、これは常識的に、大臣は経済をわかつていらつしやるであらうから言っているんだけれども、そこまで直接税が高いわけで、私たちの党はそれで消費税を含めた引き上げも言っているわけだから。つまり、財政再建を考えたとときに、単に減税をすればいいなんという無責任な態度を我が党はとっているわけではないんですよ。だから、財政再建も非常に重要、しかし、そういう中で、経済の活力をそぐような、例えば法人税の引き上げとか、そういうことにはくみしないという考え方を基本的に我々は持つていっていることなんです。

そういう立場に立つた場合、例えば、今回の所得税のことも、やはりフラット化をちゃんとやるとか何かのことがないのに、ただ、多分、話がちよつと散漫になつて悪いけれども、所得税分の減収二・五兆でしよう、住民税が〇・八兆、大体その減収を補いたい。二分の一、二分の一で、もう再来年度にはこの上を上げて、まあ年金が何かわからないですけども、それはもう足りないとここにぶち込みたい。

しかし、これはもう抜本改革の名に全く値しないですよ。これは将来に対してあるべき税制なんて全く考えていないですよ。その場のぎのぎのことをただ単にやつていだけじゃないですか。大臣、自分でそう思ひませんか。だらしない政府じゃないですか。大臣、いかがですか。(発言する者あり)

○麻生国務大臣 いや、それはまことに、そうだなんで言つていただいても、ついつい調子こいて、そうだなんで言うといふことになりませんが。

今おっしゃつておられるところは、基本的には私も同じようなことを考えないわけではありませんが、それは正直なところ。抜本的な見直しは、これは平成十八年度必要になると、去年の十月でしたか、何とかで、これは必要になるといふことをあのときも認めていたぐらいですから。ただ、

今言われたように、形としては余り格好いいきちんとしたものじゃないことは確かですよ。だから、そういったあれで、こつちも認めないかぬところなんだとは思いますが、いわゆる形として今回はそこまで行き切らなかつた。正直なところですよ。

○安住委員 正直なだけ了とします。素直に謝られたので。

しかし、私はこう思うんですよ。つまり、これは我々国会議員としても大きな仕事ですよ、税制をどうするかは。特に、地方税の問題というのは、高齢化して過疎化をして、取れるところはどこかというのが非常に難しくなってきた、また、先ほどの話じゃないけれども、東京と過疎地では随分差が出てくる。こういう中であつて、しかし、やはり税の公平性を保つために、例えばフラット化なんているのはなるほど説得力のある話で、そういうことは時間をかけてしっかりやらないといけないんですよ。

私も何でこの間、先週から大暴れしたかという、十八年度のこの話を、一般の税制改正と、潜り込ませると言つたら失礼ですが、さうつとこの予算と一緒に通してしまふという考えがまた姑息だと言つたんですよ、大臣。大臣だつてそう思っているわけでしょう。しかし、与党だから知らぬ顔してしらつと採決しようと思つたんですよ、大臣。違いますか。

○麻生国務大臣 この種の地方税の改正というのは、毎回そうですけれども、何となく、ほかの税法と一緒に期日を合わせていただくというのがこれまでの慣例ということになっていましたので、今回もおつしやるとおり、十八年の六月の話とはいえ、ぜひ一緒にそろえていただいて、まあある程度周知、告知の時間もかかりますのでということ、ひとつお認めをいただきたいというお願いであります。

○安住委員 こうやって委員会をやっているんですから、それはまあそれでしようがないかと私は思っているんですよ。

だけれども、つまり、先ほどこつと私、役所には確認をしたんですけれども、局長、個人住民税の所得割で十七年度は七・六兆ぐらいなんですよ、大体。大体そんなものなんですよ。そうなの、大臣。七・六から七・七ぐらいなんですよ。いいですか。私は、そのうちの個人住民税分がウエイトが高いか低いかなとすると、これはやはり今の減税分では〇・八なんですよ。わかりますか、〇・八兆。七・六のうちの〇・八だから、やはりこれは相当ウエイトの高いものだと思うを得ないんですよ。ただ単に上げてという話にはならないと思うから、いい機会だから、抜本的な改正を何らかの形でした方がいいと言っているんですよ。それがやれるのは、だつて政治の力ですもの。それをやらないから私は批判をしているということなんです、大臣。

いろいろ言いたいことはありますけれども、夜も更けてきましたからこの辺で質問をやめますけれども、大臣、税のことは、庶民に負担を強いる話だから、やはりもっと謙虚に、政府は時間をとつてお願いをしないといけませんよ。

単なる普通の税制改正と同じようにしらつと潜り込ますなんというところは、私は来年からぜひやめていただきたいのと、政府も、我々もそうだけれども、これはやはり税制の抜本改正にそろそろ手をつけなさいといけない時期なのでそのことを、税源移譲も、ちよいどいい時期に重なっているわけですから、ぜひ役所の中でも頑張つてやっていたらいいということだけ申し上げて、十分に残して質問をやめます。

○松野委員 次は、松野頼久君。

○松野頼久委員 民主党の松野頼久でございます。きのうに引き続いて、二日連チャンでございます。今、るる大臣の答弁を聞いていました。やはり、大臣は、去年の十二月の二日の経済財政諮問会議の中で、今回の定率減税に反対されているんですよ。ですから、多分気持ちと同じ同士で議論を

するというのはなかなかこれはつらいものだなというふうにいるんですよ、ただ、今回これをこういう形で踏み切られましたので、それもいたし方ないことだというふうに思います。

今、安住議員が指摘をされていました。私も何回か、大臣とこの地方税の關係で、固定資産税だつたり法定外目的税だつたり、税のことで随分議論をさせていただいています。

私は、やはり、特に税を取るときには、国民にきちつと説明をして、そしてつと神聖な立場で取るべきだというのが基本的な考え方なんです。ですから、今まで随分、税の話をしていただくとともに、やはりそういう思いを持つてずつと話をしてくいてるんですよ、特にこの定率減税は余りにもひどい。

今お配りした資料を見てください。この一番最初の閣議決定にしても、所得税の抜本的な改正とセットでこれをやる、これも随分議論はしていましたが、それから深くやりませんけれども、こういう話。

そして、平成十一年にこの税を導入するときはもつとひどい。当時は、鮮明に覚えていますけれども、橋本総理が参議院選挙の最中に恒久減税から恒久的減税に言い直したといつて大騒ぎになった。それで、参議院選挙で大敗されて辞任をされ、やはり小淵総理が恒久減税から恒久的減税という形で導入をされているわけです。

これは、広辞苑で調べてみました。恒久的という言葉は広辞苑に載っていないんですよ、恒久という言葉しか載っていない。その上に、恒久を調べると、未来永劫、永久。それに的をくつつけて、何とかごまかして入れちゃつたというのがこの税の生い立ちなんです。ですから、やはり課税の世界でこういうことをしやいけなさいとは思いますが、それで、今回の定率減税の縮減であります、ちよつとこれは平成十一年の二月二十三日に、参議院の予算委員会で、宮澤大蔵大臣、当時の課税の担当者です、この方がこういふに言つてい

るんですよ。日本経済の順調な経済成長は二％ぐらいだ、だからこの二％ぐらいになつたら日本の経済が順調に成長している、これはそれまでのつなぎの税金だということをちゃんと予算委員会の中で示しているんですよ。ですから、連続二％ぐらになつたら、この所得税の抜本的な改革をしなければいけませんねということを片山前総務大臣に答弁しているんですよ。

どうでしょうか、大臣。今二％あります、GDP比、名目成長率。

○麻生国務大臣 宮澤大蔵大臣のときだつたと思ひますけれども、その後、今の竹中の仕事を私がしていた時代が、四年ぐらい前だつたと思ひますが、そのときにもほぼ同時に、日本で、当時、やたらみんな実質でしゃべるものだから、実質なんというのはいくらもわかつておらぬ、小泉さんなんか意味もわかつておらぬ、だから名目で言え、名目だといつて、もうちよつと品のいい言い方をしてくださいとえらくたしなめられた記憶があるんですよ。

何でもかんでも、世の中名目で動いているわけですから、名目でしない話だめですよといつて、実質の方が高いものですから何となくそつちの方を言うんですよ、実際は名目でいけばマイナスだつたんだ。それだから、プラスになるのは、名目でいうためには二％必要なんですよということとを申し上げたんですよ。

今、実質経済成長率で二・一％、平成十六年度だけれども、名目でいふ場合は〇・八ぐらいしかないと、名目でいふ場合、そういふ意味では、今言われましたように、ことしは昨年よりは高いと思ひます、私どもも感じでは、高いと思ひますが、それで二％いくかと言われたら、私は、ことし、実質じゃなくても名目で二％いけばそれは大したものだなと思ひますけれども、まだその実感がないのが正直なところですよ。

かつ、この二％が、ある程度国民に自信を、経営者に自信を、消費者に自信を持たせるためには、数年ある程度いつて初めてという感じであつたとき

も話をしたんだと思いますけれども、今もその感じは変わっていません。現実はどうかといったら、まだそこまではいつてない、私自身はそう実感しております。

○松野(頼)委員 今ここに内閣府が出したそのGDPの実質がありますけれども、全然いいないんです。一・四、一・四、二〇〇三年、二〇〇四年。名目でいったって〇・六、一・二で、その後の二〇〇四年の四・六なんかはもうマイナス〇・六ですよ。七・九も〇・二。

ですから、決めたときの話で、とてもこの税を今動かす時期ではないんです。大臣も、経済財政諮問会議で、今がタイミングではないだろうというふうな発言をされているとおり、全く今動かすタイミングじゃないんですよ。

ですから、なぜもっと、この税を縮減するときに、地方税を所管する大臣として、経済財政諮問会議ではなくて閣議の中で反対をされなかったのか、その辺を聞かせてください。

○麻生国務大臣 いろいろ、正直言って、閣議というふうな場じゃなくて、経済を担当いたします財務大臣、官房長官、また竹中大臣等々と四、五人での意見交換というのは何回あったのですか、その中で、景気の判断をしないで税を先に決めるなどというのは優先順位のつけ方がまず違っているんじゃないのか、景気判断はどうなっているというのを経済財政担当大臣が言いもしない先から税の方が先というふうな話はどう考えてもおかしい、多分それが最初の口火だったと思いますけれども、以後、何回あったと記憶いたします。結果として、それで半分になったと自分自身はそう思っているんですけれども。

その当時は、とにかくもとへ戻せ戻せの一本やりだったのが、結果的には十八年度三カ月だけで取り急ぎというふうな形で、大分当時意見が分かれています、少なくともことしになって秋ぐらいになったら、その段階でもうちょっと平成十七年度の景気というのはもつとしっかりしたのになんといううことが確信を持てた段階で話に乗ってもいいけれどもという話を、結果的には今申し上げたような形で、十八年の一・三という形で、半分になり、半分になりというふうな形になっていったというのが経緯です。

これは結構意見がいろいろ分かれたところではあったんですが、何となくそこらで、聞こえよく言えばお互いに折り合ったところなんだろうけれども、結果としては、今はそこらで妥協したというのが正直な実感ではあります。

ただ、幸いにして、きのうのグリーンスパンの話やら何やら聞かれたとおりなので、そういう意味では少し、アメリカやら何やらも思っていたほどひどくないかなという感じがします。で、名目の部分はそこそこいまではせぬかなという、期待半分、ちょっと不安半分なところではありますけれども、今はそういうところが率直な実感です。

○松野(頼)委員 ちなみに、大臣、もう一つこういうことをおっしゃっているんです。「もう一点は、このルール、定率減税の決め方の機動性がなく、決め方を変えない限りは、このルールはずっといくわけだから」と。まづいざというふうなニュアンスのことを言っているんです。

その中で、大臣が言っていることを大臣に聞くのも変な話なんですけれども、実際に、では、例えば二年目を実行するかしないかというのは、一体どのぐらいの経済の目安で決めるんですか。

○麻生国務大臣 なかなか松野先生、難しいところですよ。去年とはほぼ同じような経緯をたどるんだとは思いますが、いろいろ話し合いをして、そのときに景気が、きのうのFRBの議長が言うように、本当にあのようになっていけば、当然日本の景気はかなりのものになるであろうと予想できますので、少しは雰囲気としては変わるかなとは思っておりますけれども、それが今程度のものでしたら、ちょっと正直、これで十八年しよばなやって後大丈夫かという話は多分もう一回そこで出るようになると思いますので、かかって、やはりそのときの景気判断が非常に大き

な要素を占めるということになると存じます。

○松野(頼)委員 先ほども申しましたけれども、この定率減税を決めたときに、当時の宮澤大蔵大臣が、次にこの税をもしとに戻したり、抜本改革をするときには、大体GDP二割ぐらいの成長が少し続いてからじゃないかなというふうな状況にないにもかかわらず、定率減税の縮減というのを実現しているわけですね。

また、経済の状況を見て、平成十八年度、まず一年分だけ決めました、二年分、次年度に決めます、そのときの景気判断によって決めますということも言っているんですけれども、全くその数値とかルールというのが見えてこないわけですよ。これぐらいまで回復したらとか、一度やっでこれぐらいしか落ち込まなかったらとかいう、数値である程度示しておくべきじゃないんですか。

○麻生国務大臣 気づいておられるでしょうけれども、これは総務省管轄の話じゃなくて、経済財政とか財務大臣の話が主たる話なんです、景気判断は私の担当するところではないと百も二百も知った上で、生半可な経済の話をするのも憚越だとは思いますが、やはり宮澤先生の言われた二割というのは基準としてはいいところだろうな、数字を入れるというのは一つの数値だ、目安かなというの、私も感じとしては率直にそう思います。

ただ、正直、今はなかなか複雑なものになってきておりますので、昔みたいにGDP以外の、数字に出てこない景気がよかったり、なかなか見えないアンダーグラウンドのものがよかったりいろいろします、わからないところではありますけれども、二割、宮澤先生が導入するときには言われた数値は、一つの目安としてはいいのではないかと、私も正直そう思います。

○松野(頼)委員 国税と地方税を切り離すこともできるわけですから、国税は定率減税を縮減して

も地方税はやらないよということは、実際はできるかどうかわかりませんが、理論的にはできるわけですよ。ですから、私が見て大臣は本当によくわかりだと思えます、本心に心から思っているのは、大臣はそういういい子にならずに、大臣の思いで思い切り税制を動かしてもらった方が非常にいい結果が出ると思いますよ。

ですから、そのことはしっかりと指摘をさせていただいて、私たちは今回の定率減税の縮減には本当に反対です。ここでもし景気の腰を折ってしまったら、橋本内閣のときの二の舞になってしまふ。あのときは社会保障を含めて九兆円の増税をしたけれども、実際に景気の腰を折って税収は下がっているという、こんなばかんなことをしているわけですよ。ですから、今回そのような二の舞にならないように、どうかそのことはしっかりと監視をして、そして二年目を実行するときには本当に、これはまづいざとなったらちゃんと抵抗していただきたい、ぜひそのことをお願いする次第でございます。

そしてもう一つ、ちょっと資料の二ページ、三ページを見てください。

今回の税制改正の中で、先ほども話が出ました老人所得課税、これは百万人が対象で、約百七十億の増税が行われるわけですよ。二、三と見てください。これは会計検査院が指摘をした額なので、この話には直接関係ないように見えるんですけど、二ページ目は、あの甘い会計検査院が、各省庁の予算についてこれはまづいざじゃないですかといって指摘をしている金額、毎年これだけあるんですよ。

それで、資料の三を見てください。これは直接関係ないかもしれませんが、一つのシンボルとして、エネルギー特会には三千六百四十五億の剰余金があり、そして電源開発特会には千七百三十五億の剰余金があるんです。そして、もつと大きく見ると、その下の表を見ていただければありがたいんですけど、これは財務省がつくった資料です。この歳入、歳出というところを見て





り鹿児島県議会というものが決めて、それでやってくる、今言われたように、地方の自主権というのに基づいて。こっちは最大限尊重すると言わざるを得ぬ立場にいるのが総務省ですから、そういうことになるんだと思いますけれども、やはり、納税者として不満があるという点は、これは確か

にいろいろ今後とも出てくるんだと思うんです。今、核燃料税を例に引かれたんですが、核燃料税自体で全部で約三百、二百九十億ぐらいだと思いますので、そういった意味で、電源開発促進税

の方は三千六百六十三億ですから、ちよつとけたが一けた違うところではあるんですが、今心配しておられるのは、この例を引かれたけれども、会社というものをねらい撃ちにしておりませんか、取りやすいところから取っているんじゃないかというところが御懸念のところなんだと思うんですね。

最近も、山梨県の水を使うものは金を取るというわけですね。山梨県、ほかに水を使っているのはいっぱいいるじゃないですかと言うと、いや、ミネラルウォーターを使っているものからだけ税金を取るといわけです。山梨と名前が上にくついているのはけしからぬみたいな話で、それはちよつとおかしいんじゃないですかと言われたんですけれども、そういう話がちらほら聞こえてくるんですけれども、何となく、山梨県にいて山梨の水を多分一番使っているのは、ミネラルウォーターを売っている人よりは、むしろ、その水をITに使ったり、ICに使ったりしている人の方がよっぽど使っているんじゃないかとは思いますが、ぬから、わがやにいくから取らない。ポトル一個で幾らというのがわかりやすいからこつちから取るんだというふうに、私から見るとそういうぐあいに見えますので、ちよつと待った方がいいんじゃないですかと正直思っていますよ、おなかの中では。おなかの中では思っているが、こで言っているのは同じことですね。

基本的には、何となく取りやすいところから取

るといのは、ちよつと安易過ぎないかという点

は確かに、おっしゃるとおりで、ただ、この三条件のほかに、直ちに、今すぐ新しいこのルールをつくれと言われたら、今それを考えているかといえ、今のこの段階で考えているわけではあり

ません。○松野(頼)委員 確かに、電源立地地域は住民の負担がある、これはわかります。ですから、そのために電特というものをつくって地域補助金というものをしているわけですね。

ただ、今の話でありますけれども、その上にまた、当然、大臣がおっしゃる通りに、法定外普通税です。何に使ってもいいんです。ただし、さっき言ったように、今回も税制改正をやっているわけですから、地方税法を改正して、その七百三十三条、普通税であれば六百七十一條ですか、これの不同意要件をもっと明確にすればよかったじゃないですか。浅く広い税にするとか、受益と負担の関係がちゃんと合っているとか、細かく書くことはいいんですが、税の基本的な理念、ルールをきちつと法の中に書き込んでおけば、本来、こういうことを書き込まなくても、そんなことは起こらないだろうなという当時の想定だったのかもしれないですね。豊島区にしてもそうなんです。非常に想定外のことが今起こってきている、そういう中で法改正を今回もしているわけですから、なぜその法文を改正しなかったんだかというところを申し上げているんです。

いずれにしても、大臣とは非常に私はやりづら

けれども、もう夜が遅いから、これで終わります。

○実川委員長 次に、稲見哲男君。

○稲見委員 四十五分、質問時間をいただきました。そもそも論から始めようと思つたんですが、安住、松野両理事からも同様の発言がありましたし、どうも、そこから始めますと、また全く質問と無関係なやじを受けそうなので、通告しております分、二問ほど割愛をいたします。

ただ、感想としては、私、まだ民主党の活動に専念をしておつたところで、九七年のあの九兆二千億円の負担増、先行して特別減税をしていて、消費税が上がる時期についても予告をさうところで、あれだけ上向いていた景気がぐつと冷え込んでしまった。確かに、本会議等でも、金融危機の問題、今はそうじゃないんだというふうなことを言われますけれども、個人消費としては非常に冷え込んだというふうな点、それから、先ほどもありましたけれども、恒久的減税というぶれ、ちゅうちょというところで参議院選挙に自民党が敗北をした、そういう点を非常に鮮明に覚えております。

この定率減税がそういうことにならないことを何とか祈りながら、各論のところでは少し御質問をしたいと思います。

まず、個人住民税の定率減税については、十八年度、しかも、賦課期日としては十八年の六月からです。一方、所得譲与税の問題、税源移譲予定特例交付金の問題、これを廃止して、個人住民税の比例税率化と所得税法の改正、こういうものを税法改正として行っていくんだ、こういうふうになっております。

先ほど出ましたが、なぜこの予算国会で改正議論が必要なのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○麻生国務大臣 先ほど安住先生、松野先生、御同様の趣旨でありましたし、予算委員会でもほぼ

似たような御質問があったんだと記憶しますけれども、この地方税法の改正案というのは、稲見先生、毎年やるわけじゃないけれども、地方税法の改正をやる年に当たります。施行日の異なるものというのが毎回幾つかあるんですけれども、そういったものはこれまで通例として一体化してやらせていただいていたというのが経緯であります。

先ほど安住先生にも御答弁申し上げましたけれども、こういった形でこれまでも国会で審議されてきた経緯もありますので、おっしゃるとおり、確かに、まだ一年待てばいいじゃないか、何も潜り込ませて、甚だ見識はいいじゃないかという御指摘があつておりましたけれども、政府税制調査会やら、また経済財政諮問会議等々においてこの種の話がこれまでも出てきて、あるべき税制の形に向かつてということで、一連の税制改正の一つとして位置づけられておりますものですから、ぜひ今回も一緒に御審議をいただきたいというお願いをさせていただきます。

○稲見委員 私のも税の実務をやつていたことがあるんですが、例えば、基礎控除を一万円上げるといふときも、初年度、七千五百円上がるというふうなことをよく経験したんです。四月からの実施だから四分の三を上げて、つまりは、三月までの国会で税法改正をして四月から実施をする、したがって七千五百円だということがあつたわけですね。それからいふと、毎年毎年、税法改正はこういう形にしていますというところはありますけれども、私の経験からいふと、余りにも早

いじゃないかという気はいたします。それから、これは二分の一の定率減税の縮減ですが、場合によつては、十八年度はそのまま二分の一でいって、十九年度の税源移譲の本番のときに、二分の一の定率減税を持ったまま税法改正をする、こういうことはあり得るんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 それも先ほど、そのときの判断によると安住先生のとくだつたかに御答弁をさせ



ていただいたところなんです。正直言って、稲見先生、今の段階であり得るという可能性は僕は十分にあると思います。正直なところ。ただ、そのときの景気判断がどうなるかというのが、何とも今の状況では申し上げられませんが、今の段階では、あり得るとも、そのままやめて全然別のものでやり出すということになるのか、ちよつと正直、来年の景気判断というものを判断するとき一緒にさせていただくということになる。

そのときは、基準は何だと先ほど松野先生が言われたから、二%というのが一つの目安になり得るであろうとは申し上げましたけれども、そのときの状況で、また同じように半分だけやるとか、四分の一やるとか、四分の三になるとか、いろいろな表現になり得る可能性はあると思いますので、そのところは今、きちんとこれでフィックス、固定的に考えているわけではないということとろであります。

○稲見委員 なぜそのことを改めて聞いたかというところ、先ほどの、二分の一実施が平成十八年六月だということもあるんですが、十五日の本会議とか二十八日の予算委員会なんかですつと聞いておりますと、確かに景気の問題もおつしやうな感じです。しかし、必ずそこへついてくるのは、所得税から個人住民税への税源移譲、平成十八年度税制改正との関連も含めてこういうふうにしたんだというところが強調されるわけですよ。そうすると、まさに地方分権改革としての税源移譲と、それに全く別のこの定率減税の問題がどこかでミックスされてしまっているんじゃないか、本末転倒じゃないかという気持ちで非常にしております。

端的に言うと、透けて見えるのは、こし二分の一を縮減する、来年もう一度二分の一を縮減する、そして所得譲与税から税源を移譲した十九年の四月からは、定率減税という不確定要素をなしにして三兆円の税源移譲をする、こういうふうな階段がもうでき上がっているんじゃないか、うがつて見れば。そういうふうに見えるわけです。その点、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 そここまで知恵が回った者がいるかなと今思いながら、さすが大阪市なんて言ったら皮肉に聞こえるかもしれないけれども、そこまでちよつと、稲見先生、考えていないと思ひますよ、正直なところ。

今の状況でいきますと、一番みんな心配しているのは、これはやるけれども、景気は本当に予測どおりになるかなというのが多分一番の関心事であります。他の税法とは基本的には、何となく一緒に話をみんなされますので、聞いていて、正直、あれは本来別の話ですから、一緒に発言されると話がかんがらがつてよろしくないかと私自身そう思つて聞いておりましたから、本来はこれは全く別のものというふうに考えなさいかぬものだと思つております。

○稲見委員 今申し上げたのは、単なる私の頭の中での妄想ではないんです。税源移譲に当たつて、先ほど御説明もありましたけれども、所得税、個人住民税の税率ブラケットもありますよね、そこにどれだけの人がいるか。そういうふうになつてくると、定率減税という不確定要素を含めて、住民税のふえた分を所得税で減らすかという制度設計が非常に難しいというのが、これは実務的にも言われているわけです。そういうところへもつてきて、もうほとんど二年間でこの定率減税をやめてしまふということがあるんじゃないかというふうなことを考えたということでありまふ。

次に、資料をお配りしておりますけれども、一〇%の比例税率による偏在の影響ということを少しお聞きしたいと思ひます。

二枚の資料をお配りしておりますが、これは、昨年六月二十五日の官報速報。それは、実は、都道府県と市町村、そして合計額、こういう三段になつておつた資料を、自治総研の高木健二氏が、二〇〇一年のそれぞれの決算に従つて、都道府県、政令市、中核市、特別市、その他の市、そして町村、こういうふうに分けてみた、こういうふうな表であります。数字が並んでおりまして、さ

らにそれを、むしろわかりやすいように棒グラフにしてあります。

この資料、どうですか。お役人の方で結構ですが、基本的にこういう予想値になるといふふうに考えておられますでしょうか。

○麻生国務大臣 後で板倉の方から答弁させますが、これは、多分、総務省の資料じゃないんだと思ひます。

この一番右側の下の隅の三兆、二兆九千、この三兆を町村と都市とで、従来の比例配分で割つた数字がこれという資料ですね。ちよつと今、初めて見ましたのであれなんですけれども、評価ににくいので、一つの傾向を示しているんじゃないかと思ひますけれども、細目については板倉の方から答弁させます。

○板倉政府参考人 これは、今おつしやいましたように、官庁速報に報道された資料だと思ひます。昨年のいわゆる骨太方針二〇〇四がまとまりました時点で、地方団体の方から、税源移譲三兆円を前提とした場合、一体どういうことになるんだろうかというふうな問い合わせがいつぱい参りましたので、考え方としてはこういうことなので、もし試算をされるのであれば、こういうことでやつてみたところでは出るかもしれないですねというところで、私どもの方から申し上げました。

それに従つて各県の方で、例えば一番問題は、県と市町村の割合がどうなるか、これは全くわかりませんので、それは一定の、完全に前提を置かないでできませんけれども、そういういろいろな前提を置かれて、それぞれのところで計算されたものがある県でおまとめたものを、どうもこの官庁速報、時事通信の方で報道されたというふうな経緯だと聞いております。

そういうことでありますので、県、市の割合とか何かはこれからの話になりますので、全く、これだけでいいというふうには言えませんが、先ほど大臣から申しましたとおり、一つの傾向をあらわしているのかなと。例えば、東京都を見ますと、三千億強でございますから大体一割ぐらゐに

なつておりますので、何となく、全体としてこういうような傾向になるよという感じが示しているのではないかと今思つております。

○稲見委員 これは前提がありまして、一〇%のフラット税率を、都道府県三、市町村七、こういうふうに分けてみた想定ですから、それは二対八になるのかどうなるのか、その辺も前提条件としては決まつていない。ただ、三と七にした場合に、こういう数値想定になるんじゃないかというふう

に思ひます。その場合、次の棒グラフなんかを見ていただいたら非常に端的なんです。政令市があるところ、いわゆる大都市を含んだところが非常に大きな税源移譲になつております。東京三千億、神奈川二千四百億、大阪千九百億、愛知が千八百億、埼玉千八百、千葉が千五百億、兵庫千二百億、北海道千二百億、福岡一千億、こういうふうなことで、人口も多いということでありまして、果たしてこういうふうな税源移譲がされていくということではないのかというふうな気持ちがあります。

確かに、一三%のところは一〇%になりますので、高額所得者が集中をしている大都市で偏在率が少し減るというふうなことが考えられますけれども、こういうことが行われていったときに、こ

とこの税法改正で法人事業税の分割基準の見直し、これが一つ行われる、まだ可決されていませんから行われる予定、それに加えて、交付税の問題、あるいは地方譲与税全体の問題、税源配分、税源の調整に相当な知恵を出していかなければならないのではないかと今思ひます。その点、今の段階でどういふふうなことをお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 御指摘のように、これは人口の頭割りやるとどうしてもこういうことになるというところ、これは人口比率とほぼ同じことになりまふので、御指摘の点は正しいんだと思ひますが、それをどうやってある程度は正するかというところが、例の一〇%のフラット化が一つ。

もう一つ、言われたように、法人事業税の分割の基準を、人数じゃなくて事業所割りで割る、あれがもう一つのことだと思っておりますが、それでもまだかなり差が出てくることは間違いないと思いますので、その点につきましては、基本的には、従来どおり交付税、特別交付税、そういったような形で、平準化していく、いろいろ努力をしていく必要があると存じます。

○稲見委員 麻生大臣、これは人口割りとおっしゃいましたけれども、そうじゃなくて、調定、現在の調定からそれを移していけばどうなるかということなので、むしろフラット化をしてやったときに、人口割りどおりなのか、あるいはもう少し偏在率が少なくなっていくのかという問題が、これは制度設計の中でこれから考えられていかなければならぬのじゃないかなというふうに思っております。

それで、交付税の話が出ましたが、三兆円規模の税源が地方税に行くというふうになりますと、所得税が三兆円減る。そうすると、三三％交付税になっていきますが、これが大体九千六百億円というんですから、約一兆円交付税としては減っていくというふうなことだと思えます。

電卓を使った単純な計算で、所得税が約十四兆円とすると、交付税は四・四兆円。それが、所得税が十一兆円になる、三兆円減るということで計算しますと、この四・四兆円を確保するためには、法定割合を大体四割、四〇％ぐらいにしないと、その分の交付税が減ってくる。約一兆円の交付税が減ってくる、こういうふうなことでもあります。所得税だけでやるのかどうかというのがありますから、国税五税、三十七兆三千億円から逆算をしますと、大体全体で二・八ポイントぐらい交付税率をふやさないとそこが確保できない、こういうふうなことになっております。

これは税源移譲後の問題でありますけれども、交付税をきっちり確保していくために、国税五税の割合をどういうふうに変えていくのか、御認識があればお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 御指摘のとおり、確かに三兆円を移すというふうことになる。おっしゃるとおりであって、約九千六百億円、三三％でやりますとそういう数字になるんだ、私どももそう思っておりますが、この補てんの措置につきましては、稲見先生、当面は、例の国と地方との折半のルールというのがありますので、あのルールに基づいて、私どもとしてはこれはきちんと埋めるということになる。これは、十七年、十八年に閉じては、基本的にはそういうことで、地財計画の中できちんと対応させていただくということになります。

それ以降どうするかということですが稲見先生の御質問のところなんだと存じますけれども、やはり、法定率の変更というのは、今二・八と計算していただきましたけれども、たばこ、酒、法人税、消費税、いろいろそれぞれ率が違うところなんですけれども、いずれにいたしましても、この法定率の見直しというのは、これは平成十九年度以降、いわゆる中期的には、この問題に手をつけていくということになるんだ、私どももそう思っております。

○稲見委員 すべて十九年というところがキーワードになるんですね。例えば、本年度、補助金改革をしていく。そして、交付税、税源移譲、当面は所得譲与税ということですが、平成十七、十八年度の補助負担金廃止に伴っては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する、こういう形で去年の今ごろ議論をしていたことかいますと、地方六団体とのいろいろな意見交換も含めて十八年度までは確保された。中期財政プランなんかも含めて、では、十九年からはばさつと発想を変えていきたいと思います、こういうふうな聞こえて仕方ないんですね。

交付税も、確かに今みたいにちゃんい話で、法定の率を変えなアカン、それは交付税そのものをどう見ていくのかということの大きな中では埋め込まれてしまう問題なんです。しかも、これから地方としても、財政再建を、どんどん健全化

していかなくやらないということになると、そこで十九年から、どういうふうな分権改革、そして財源の確保、そして仕事をきっちりやっていくための体制づくりというのをやっていくか、これが第二期になるわけですが、さっきの定率減税も含めて、何かばさつとやってしまうのではないか、そんな感じが私にはいたします。

その点、もし何かコメントがあればお願いをしたいと思えます。

○麻生国務大臣 ばさつという定義がなかなか難しいので、稲見先生の考えているばさつというのはどの程度か、私もちょっと理解できていないわけではございませんが、基本的には、やはり稲見先生、これは、十七、十八年度までに閉じては、昨年の三位一体の改革で、こまでは地方に対して、少なくとも地方から案をもらったんだから、それにこたえるためには、三兆円、地方の方からいわずに補助金というのを返してもらったのに対応して、返したはいけれども何も来なかったということになると、これは地方としては話が違ってしまうかということになって、昨年は一兆出しましたけれども、お返しは四千しか来ませんでしたね、今回三兆出したら、お返しは一兆ですかというふうなことになったら、とてもじゃないけれども地方との信頼はなくなりますから、この種の話は内閣としてはすべきではない。

だから、三位一体といったって、三すくみが実態なんだから、黙って地方に対する税源移譲を最初にしてください、それが最初ですということ、総理の方から踏み込んで、ああいった三兆の税源移譲というのが最初に出て、それなら、初めてというところで乗ってきたというので、十八年度まではあの約束どおり実行しなければ、これは地方との間で約束したんですから、その信頼がなくなるのはいかぬのかというので、どうしても十八年度まではということになる。

これが、十九年度、十九年度と言われますけれども、それは、どうしても十八年度まではそれでやらないかぬという約束なんだと思う。十九年度

以降に関しては、例の、御党の場合は二十兆の補助金のうち十兆兆円が出ていましたし、地方公共団体の方も八兆兆円出ていましたけれども、そういった内容について、補助金の削減等々を含めまして、さらに地方に対して、権限の移譲とか規制の緩和とか、そういったものをやっているかいかぬことになるんだと思うんです。

それに対して、また同じように、今以上に町村合併が進んで、仮に二千を切るようなことになったとしても、それでも僕は、各町村によって、格差が全部なくなるということはあり得ぬと思うんですね。そうすると、その差を何で埋めるかといえば、やはり地方交付税、特別交付税、そういったものである程度は正する、調整するという機能、この機能は断固外せないと思っております。

そういった意味では、今言われましたように、ばさつとやられるというのが、交付税なんかやらないでもいいぐらいになるかと言われるれば、それはとても一発でそこまではいきませんから、いろいろな形で、法定率の変更とか、ほかにも税率の変更等々、いろいろ考えないかぬところだと思っておりますけれども、いずれにしても、国税と地方税の比率が対一になるようにさらに近づけていく。今回で五分、五七、八対四二、三まではいいかと思いますが、さらにそれを進めて、五対五まで持っていくというふうなことは十九年度以降も継続してやっていくということなんだ、それがばさつというふうな、何か特別大きなものがばんと出てくるというのが今の段階から見えているわけではございません。

○稲見委員 平成十九年、二〇〇七年というのは、私どものだんだん任期が迫ってくるということでありまして、恐らくそれまでには総選挙ということであれば、地方分権改革二期改革は民主党の手でさせていただく、こういうことで、きょうは質問を終わらせていただきたいと思います。

○実川委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。昨日、総理質問のときに、ちょうど、高齢者の

非課税措置を廃止すると課税対象になる高齢者の中で負担が雪だるま式にふえていくんじゃないかと総理に質問していたら、麻生大臣の方が、雪だるま式と言われるほどのものではないという答弁でありました。

しかし、実際は、いろいろな制度が皆重なってきますから本当は雪だるま式になるんですが、増税が、制度としてどんなところにどんな影響が出てくるというふうに大臣はお考えか、この点を最初に一点伺っておきます。

○麻生国務大臣 きょう、総理出席のときの話で雪だるまが出ましたので、これは友釣りぐらいのところまで雪だるまはなからうという感じが正直、私の形容詞からいくとそっちになるんですが、国民健康保険料とか介護保険料等々に影響が出るというのを多分言っておられるんじゃないかと思いますが、私もそれは承知をいたしております。

これは確かにそういうことになるので、今私どもの調べた範囲では、国民健康保険料に個人住民税を用いておます大都市というのは、全国で四十九団体ございます。区、市とか、政令都市なんか入れて四十九団体ございます。こういった大都市を中心とした、まあ大都市ということになるか、区でもありますけれども、そういったところでは被保険者というものに、大都市を中心とした一部の区と市におきましては、国民健康保険料に影響が出るということなんだと思います。同様に、介護保険料にも影響が出るということになっておるんです。

そういったことを具体的に個々に言うのは、なかなか算出の方法が難しいんですが、税額の何倍というような設定になっている市町村があるというところは確かです、その意味においては、それぞれの制度を運用される市と区、そういったところにおいてこれは検討していただかないといかぬところなんだと思いますので、一概にこれというようになことを申し述べることはなかなかできないんだと存じます。

○吉井委員 国保と介護でもそうですが、総務省

が担当していらつしやる各自自治体にはいろいろな制度があつて、大体、非課税か課税かによって随分制度の運用が変わつてきます。

それで、友釣りぐらいの話じゃなくて、これはやはり雪だるま式になりますので、これはそういうものかということをよく踏まえて、総理の方は、やはり何らかの対策を考えないかぬというお話ですが、これは本当に、その考えなしにこれを強行するということとはとてもないことになってきます。これは考えても考えようがない影響が出るものですから、まず、そもそも、こういう非課税措置の廃止というのは考えるべきじゃないということとを申し上げて、きょうは、耐震問題、地震対策です。

この点では、中央防災会議専門調査会が、首都直下型地震災害で死者一万三千人、避難生活者は七百万人、経済的損失は百二十兆円に上るとの想定をまとめております。これは、いろいろな試算の仕方とか、またはされる方によってその違いはあるかもしれませんが、これに対して大臣は、首都直下型の経済被害想定に関連して、記者会見などで発言されたのと伺っておりますが、どういふことを指摘といひますか発言しておられるかを最初に伺っております。

○麻生国務大臣 あの出された資料をよく見られたんだと存じますが、この種の話は前提がいろいろありまして、夕方六時とか、風が風速十五メートルとか、極めて最悪な事態というのを前提にして、百二十兆でしたか、ああいった額になっているというのが大前提なんだと思います。神戸のときはたまたま午前六時前だったとか、いろいろな条件が今回のときと大分違つておりますので、何となく最悪なことを考えて私どもは対策を考えておかねばならぬと思つております。

いづれにしても、あの例を見てわかりますように、これは、火災で亡くなる人より圧死して亡くなる数の方が圧倒的に多かったというのはあの神戸の例でもありますので、耐震構造というものが主に関しましては、これは村田大臣のところが主に

担当しておられるんだと思いますが、私どもとしては、こういったことにしましてはいろいろ考へておかねばならぬということで、今大体、逃げ込むべき消防署とか、また守るべき消防署とか、逃げ込まないかぬ予定の学校なんかというの、耐震構造はどれくらい完全なものでできているかといへば、約五割ぐらいしかできておらぬというところでもありますので、こういったところのきちんとした対応をしていかねばならぬと思つております。

いづれにしても、何十年かに一遍ということであと三十年で起きる確率七割とかいう数字だったと記憶してはいますが、そういったものに対応して、私どもとしては、関東大震災以来、常にこういった話は我々の住んでおりますこの地域においては避けて通れぬところでもあらうと思ひますので、いろいろなことを考へて、今、技術の進歩のおかげで耐震構造というのでも随分昔とは変わつておりますので、そういったものを含めてきちんと対応していかなければならぬものと思つております。

○吉井委員 この間の会見でも今の趣旨で言つておられて、政府として早急に耐震強化に取り組む必要がある、これはまことに当然の話だと私も思つております。

文部科学省のデータを見ますと、公立小学校の耐震改修率四九・一％。だから、五〇・九％、これがまだ改修をこれから要するところなんですね。現在の耐震基準で建築されてない八一年以前の建物は全体の二〇・八％ということですから、前年の数字が一八・三ですから、一年間に大体二・五％ずつ進捗していく。このペースでいきますと二十年かかるんですね。

大臣も言つておられるように、実際に震災のときに避難する場所自身が壊れたり燃えたりしておつたんじゃない大変だから、そこに全力をというお話ですから、今そのことに取り組まなきゃならぬと思うときであります。

この点では、この問題も重要なんです、一般住宅の耐震改修の問題に限つて、学校はちよつと

おいておきまして伺いたいと思うんですが、阪神大震災では、死者の八八％が家屋、家具類の倒壊による圧迫死と思われるものと言われております。新潟中越地震でも、家屋の倒壊で大きな被害が出ました。

揺れによる死者の数というのは、首都直下型地震で約三千三百人という想定がありますが、実は、東海地震はその二倍の六千七百人、それから南海・東南海では六千六百人、やはり大体首都直下型の二倍ぐらい想定されているんですね。ですから、地震による被害、特に死亡者を少なくするという点では揺れによる死者の数を少なくするということは特別重要なことだと思つてゐるんです。

これは政府として、耐震化の取り組みの中で、一つは補助の制度もあれば、あるいは融資の制度もあれば、税の減免制度とか、いろいろな誘導的な手法も使つて、国を挙げて耐震化を進めるといふことでは、全力を挙げて取り組む必要があると思うんです。この点について大臣のお考えといふものを伺つておきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 阪神・淡路大震災以降、いろいろな方々がこの種の話を中心になされておられるのは、私もよく承知をしております。

今言われた中で、吉井先生、難しいのは、個人の住宅に税ということになりますと、いろいろな形で、それは個人の所有物に対して補助金みたいな話になるので、これは非常に話が込み入るというのが昔からよく言われている話に対して、おまえ、田畑だって個人所有なのにちゃんと補助しているじゃないか、そつちはどうしたという話や何やら、これは昔からいろいろ御議論の分かれていて、例の補助金の整理で補助金制度が拡充されておりますが、やはりそのときも、税に関しては見送られたという経緯があるんです。

私どもは、一番行つてみてわかるのは、あの阪神・淡路のときも、住宅の場合は、古い立派な、かわらの立派な家は全部いかれた。何となく、そうじゃない、屋根の軽そうなどころはみんな残つ

たという例がよく引かれますけれども、家の耐震構造もさることながら、住んでおられる方々の意識の問題というのは、ちよつとコーナーを打つだけ、角を打つだけで全く違つたものになるとか、たんすが全く倒れないように、ひっかけるだけで全く変わったとか、いろいろな話があるので、そんなに金のかかる話ばかりでもないんですが、いろいろな意味で、意識が、もう全く私は関係ないと思つている人が一番亡くなつておられるのが正直な実感なんです。

一番詳しいのは、多分、国会議員でも、あのとき現場にいた参議院の鴻池祥肇、まさに九死に一生を得て生き延びた連のいい人の一人なんですけれども、あの人の話を聞いていても、見ている目の前で人がばたばた死しておるわけです。

そういったところをくぐつてきた経験からいいますと、やはり、たまたまちよつとめてあつただけで自分は助かつたとか、そういったのがありますので、私も、意識をきちんとしてもらうというのは、これはぜひ、啓発、啓蒙活動というのをやらなくぬのと同時に、やはり補助金というの、いろいろな形、ちよつとしたことで済む話でもありますので、これは主に消防の話だったり防災の話だったり、いろいろするんですけども、そういったところは今後とも積極的にやつていかねばならぬものと思つております。

○吉井委員 個人財産、私有財産についてのお話もありましたけれども、しかし、いろいろな制度はやはりあるわけで、例えば、公害対策、環境対策ということで、自動車についても、これは個人の財産なんです、税の減免という形も出てくるし、それから、太陽光発電施設なんかですと、個人の住宅につける、まさに個人の財産なんです、普及のための補助制度というのもつくられてきました。ですから、個人の私有財産だから云々という話は、これはもうそれを突破して、本当に、政府としても、耐震改修をやはり進めていくための特別の手だてが必要だと思ふんです。

国交省に何つておきますが、耐震改修促進法を

つくつて促進を図つてはいるんですが、進展が余り芳しくないんですね。最近の大規模地震というのは、阪神にしても鳥取にしても宮城にしても、今度の中越とずっと続いてきているんですが、大規模地震の起きた地域というのは、歴史地震で被害のあつた、まあ東海なんかもうそうなんですが、必ずしもそういうところでもないところで、想定地域でないところでも大きな地震が起つてきたわけです。ですから、いつ、どこで起つても不思議じゃない。

それだけに、政府もまあいろいろ対策を打つとしてい入るんですが、進んでいないということがありますから、やはり、国交省は、この間の新聞を見ていまして、耐震化率を九〇%にするということが出ていまして、国庫補助制度の見直しも検討しているという話なんです。だから、こゝうしたことを打ち出してくる背景、要因はどこにあるのかということ、最初に国交省に何つておきたいと思ふんです。

○山本政府参考人 我が国の住宅総数、人が住んでおります住宅は四千七百万戸ございまして、そのうち、建築基準法に基づく新しい耐震基準を満たしていないというふうに推計されるものが千五百五十万戸、つまり、人が住んでいる住宅の四分の一は耐震性が不十分だというのが現状でございます。

ところで、今御指摘がありました、阪神とか中越のような直下型の地震は、日本列島でいつ起こつてもおかしくないわけでございます。そういう意味で、国民の皆様様の命を守るという観点から、住宅の耐震化を全力を挙げて進めなさいかぬというのが国土交通省の認識でございます。

国土交通省としては、これを具体的に進めるために、耐震化の目標を定める。今、九〇%というのを報道されましたので引用されましたけれども、これは中央防災会議で、直下型ではなくて海溝型の大規模地震、東海とか東南海・南海を念頭に、減災目標を具体的に定めよう、例えば、死者を半分にしよう、十年で予想される死者を半分

にするというようなことを考えておられまして、死者を半分にするためには、今七五%の耐震化率を幾らにすれば死者を半分にできるかという議論をしまして、それはちよつと九〇%でございます。もし耐震化率を七五から九〇に上げますと、死者が半分になる。ですから、これは一つのメルクマールで、決めているわけではございません。

いずれにしても、耐震化のために、税制とか補助制度とか融資とか、御指摘になったような政策手段も総力を挙げて取り組まなさいかぬ。それも、国だけではなくて、地域とか公共団体、なかつく市町村、前に立つてやつていただくことが必要だということで、大臣は、住宅・建築物の地震防災会議を先月発足させまして、できるだけ早く結論を出して取り組んでまいるといふ考えでございます。

○吉井委員 今のお話で、認識はいいんですが、目標もまあいいんですが、やろうと。しかし、現実を見ると、国交省のアンケートで調べた結果によれば、耐震改修実績は、二〇〇四年三月三十一日現在、全国で約三千五百戸なんです。さつき、一千五百五十万戸必要と言つておられたんですが、実績としてはこれぐらいで、この数字自体も大きくないんですが、国庫補助で行つたものはわずかに四十戸なんです。国庫補助で四十戸、なぜこんなに少ないのか。それから、戸建て住宅に至つては国庫補助ゼロですが、なぜなのか、国交省に何つておきます。

○山本政府参考人 一番の問題意識は、やはり補助制度ができたのがごく最近であるということと、これは地方公共団体が耐震診断をして、ハザードマップみたいなものをつくつて、みんなに問題意識を持ってもらった上で耐震診断をする。問題があるものについて改修していただき、これを補助で助成するという構造になっているんですが、耐震診断については、かなり普遍的に補助制度を用意しております。

したがつて、これについては、かなりのオーダーの補助実績があるんですが、実は、先ほど総務大

臣もお話しになりましたように、補助制度については、国の補助金としての非常に強い制約がありまして、今あります制約は、いざ地震が起きて、建物が倒壊をして、道路が閉塞状態になる、これを警戒しなさいかぬのに予算が要るんで、それならば、あらかじめ、倒れからないうように改修に助成していいという非常に強い制約がありますので、なかなか使えなかつたということがありますが、今般、公営住宅建設費補助金を交付金にいたしました地域住宅交付金になりましたので、これまで公共団体が地方単独事業でやつておられた改修費補助を、交付金で一般的に応援することになりましたので、ぜひこれを使つて前に進めてまいりたいと思つております。

○吉井委員 これは住宅の耐震化に向けて国や地方公共団体がやるべきことという、複数回答を求めた昨年八月のアンケート調査もありますが、今多くの国民の皆さんが求めているのは、耐震改修費用の負担、これは補助とか低利融資とか税金の減免ですね、一番たくさんの方が、六三・八%の方が求めているんです。

だから、補助制度についての議論とかいろいろな話もありましたけれども、やはり一番大事なことは国民が本当に求めているところにこたえることをやつていかないことにはうまいかな。その点で、従来の制度の延長だけでは、今後十年程度で耐震化率を九割にするなどということにはなかなかいかない。だから、やはり、震災被害で住宅再建に自治体が助成するというのは自治体では当たり前の話になつてい入るんですが、耐震化の促進のために新たな制度の導入とか、これまでの制度の抜本的見直しが必要だと思ふんです。そこで大臣に、今度の国税の改正では耐震基準を満たす良質な中古住宅を住宅ローン減税の対象に追加する内容などもありますが、特に固定資産税などで、住みかえてとか新しく買つての話じゃなくて、やはり住んでいる家を耐震化工事する場合についても、固定資産税の面など、そういう税の面からも耐震改修を本当に促進していくという

対策、これに大臣には意欲的に取り組んでももらいたいと思うんですが、この点についての大臣の考えを伺っておきたいと思います。

○麻生国務大臣　今の国土交通省の話にもあっておりまして、補助金を交付金化ということとで使いやすくする方向でいくというのは今一定の進歩なんだろうと思うんですが、地方税を軽減するという話になると、吉井先生、これはいろいろ出てくる分野がえらい広いことになりますので、補助金の方が適していやせぬかなという感じはしますけれども、いずれにいたしても検討はさせていただきます。

○吉井委員　これは固定資産税についても、耐震改修すると固定資産の価値が上がることとで上がったりする場合があるんですね。それはやはり耐震化を抑制する方に働きますから、今検討することですが、ぜひ検討していただいて、耐震化が進むように税の面からもよく取り組んでいただきたいと申し上げまして、時間が参りましたので、終わります。

○実川委員長　次回は、来る八日火曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十三分散会







平成十七年三月十七日印刷

平成十七年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P